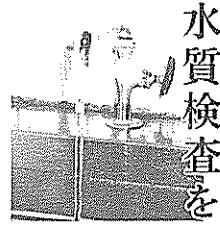


飲用井戸は

定期的に



水質検査を

先日、埼玉県幼稚園で、飲用井戸の衛生対策が不十分なため、病原性大腸菌による集団下痢により、園児二人が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

市内でも、保育園はすべて水道設備になっていますが、一部の小学校や公民館には水道が普及していないところがあります。学校については、定期的に検査をしており、近いうちにさらに検査をすることになっていきます。また、公民館についても水質検査を予定しています。

皆さんも重大な事態にならないよう、井戸水や沢水を使っていくご家庭では、日ごろから井戸等の衛生には十分注意してください。

飲用水の管理は・
○飲用井戸やその周辺には、み

だりに人畜が立ち入らないよう、さくや施設等、適切な措置を取る。

○飲用井戸の設備及びその周辺を点検し、汚染源に対する防護措置を講ずる。

○新たに飲用井戸を設置する場合は、汚染防止のため、設置場所や設備などに十分配慮する。

○定期的に水質を検査する。

水質検査は、中央保健所(高知市丸の内二一四一) ☎281)で行っています。

大正9年10月

生まれの方

老人医療受給手続きを

大正9年10月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができました。また、65歳以上で身体障害者手帳の1級から3級まで、聴覚・言語・下肢障害の場合是一部4級までと同程度の障害の認定を受けた方は、老人医療の該当となります。

障害年金証書、身体障害者手帳などの障害の程度を証明するものと医療保険証、印鑑を持って、保健課給付係で手続きをしてください。

【保健課】

同和教育シリーズ

部落はいつ、だれが、何のために

つくったのでしようか⑪

江戸時代になると、時代の経過とともに、自給自足的な経済から貨幣経済へと発展していき

ました。

多くの藩は、参勤交代や幕府の命令による工事等の出費がかさみ、金を借りるために商人に藩の専売品や年貢米を扱わせたり、その他の特権を与えるようになりました。

このため、農民の年貢が一層過酷になって、生活が苦しくなる一方、一番低い身分である商人に、武士が頭を下げて借金をするようになり、身分制を柱とした幕藩体制が動揺しはじめました。

このころ、「えた」と呼ばれた人たちと同じように賤視されていた人たちとして「非人」がいました。「非人」には親の代からの「非人」もいましたが、一七四二年(寛保二年)につくられた「公事方御定書」によって、心中未遂者や小盗人、博奕などの罪を犯した者たちが、「非人」に登録され、「抱

非人」として非人溜りに入れられました。そして、死牛馬の取り扱いや罪人の縄じりを取ったり、刑場の手伝いや、物乞いなど非生産的な仕事をさせられていました。

また、一七三三年(享保十七年)には享保の大ききんが起りました。食べ物がなく、飢え死にする人が出て、土地を捨てて「野非人」となる農民が続出しました。農民たちは、この「野非人」を「疲人」と呼びました。

藩は「疲人」が増えて、農・漁業をしなくなると年貢が取れなくなるので、藩内に「お救い小屋(非人小屋)」を建て、飢えた「疲人」を収容しました。この「お救い小屋」へ希望して入れば、命は救われましたが、「非人」に落とされました。

しかし、「非人」となって一定期間の内に親族などの身元引受人があれば、もとの身分に戻ることが許されました。これを「足洗い」と言います。

こうして「えた」「非人」と賤視されてきた人たちの間でも、「自分たちは、非人より上だ」「あの人たちは、孫子の代までえただが、自分たちは農民・町人に戻れる。だから自分たちの方がましだ」とお互いに反目・差別をさせたのです。

先に述べたように、貨幣経済が進み、商人の台頭により身分制度自体が崩れはじめた上、生活が苦しくなった農民による「百姓一揆」などの抵抗も頻発するようになりました。また、賤視されていた人々も法制的な身分ではなかったため、経済的に力をつけ、農民・町人になるなど「脱賤」する者も出はじめました。

そこで幕府や藩は、農民の抵抗や怒りを反らせるため、一七七八年(安永七年)に「エタ・非人取締令」を出して、「百姓・町人と紛らわしい風俗や無礼なことをしてはならない」「土地を売ってはならない」といった法令を出して、農民・町人より下の身分として法的に位置づけ、職業と居住地を固定化させる政策をとり、分裂支配を強化しました。

(つづく)